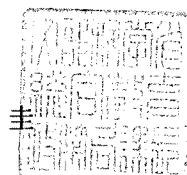


元教参学第33号
令和2年1月17日

各都道府県・指定都市教育委員会
指導事務主管部課長
情報教育主管部課長
生涯学習・社会教育主管部課長
各都道府県・指定都市青少年担当主管部課長
各都道府県私立学校主管部課長
附属学校を置く各國公立大学法人担当部課長
小中高等学校を設置する学校設置会社を所
管する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体担当部課長
殿

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

三好



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課長

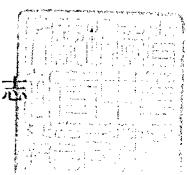
高谷浩



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

大濱健



(印影印刷)

「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について（協力依頼）

近年、スマートフォン等の急速な普及に伴い、無料通話アプリやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、オンラインゲーム等のいわゆるソーシャルメディア等により高い利便性が得られる一方、長時間利用による生活習慣の乱れや、不適正な利用により、トラブル、いじめやプライバシー上の問題等につながるケースも見られます。

加えて、SNSを通じて小学生が加害者と知り合い誘拐されるなど、SNSを起因とする青少年の犯罪被害が多発しています。

こうしたケースを防ぐためにも、未来を担う青少年が、様々なリスクや対応策を理解した上で、インターネット等を正しく利活用できる環境を整えることが、従来にも増して重要となっています。

このような認識の下、文部科学省では関係府省庁とともに、2月から5月の多くの青少年が初めてスマートフォン、タブレット等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期に、インターネット等のサービスを提供する事業者や学校等が連携して、青少年・保護者に対してスマートフォンやSNS等の安心・安全な利用のための啓発活動を「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、実施するものです。

については、貴職におかれても、上記の趣旨を踏まえ、域内の市区町村、市区町村教育委員会及び関係機関・団体、特に域内の中・高・高等学校等に対して周知するとともに、下記のような取組を推進くださるようお願いします。

特に、この一斉行動に合わせて警察庁と文部科学省が共同してリーフレット「ネットには危険もいっぱい～あなたは本当にだいじょうぶ？～」（参考資料1）を作成しましたので、コピーの上、掲示・配布するなど、多くの子供や保護者に読んでいただけるよう御配慮をお願いします。

なお、本件については、別途、「「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について」（参考資料2）のとおり、公益社団法人日本PTA全国協議会及び一般社団法人全国高等学校PTA連合会に対しても協力を依頼していますので、申し添えます。

記

卒業式・入学式・入学説明会、保護者会、総合的な学習の時間、ホームルームの時間等の様々な機会を活用し、保護者や児童生徒に対して、インターネット等を通じた有害情報の危険性や対応策についての啓発活動を行うとともに、インターネット等の安心・安全な利用に関する意識を高め、注意喚起を促すための取組を積極的に推進くださるようお願いします。

1. 保護者に対しての啓発

（1）家庭内におけるルールづくりの推奨

インターネットに接続して使用する機器（スマートフォンやゲーム機等）については、子供に持たせるか持たせないかの判断を、発達段階等に応じてきちんとすることが重要です。

また、メリットとリスクを正しく認識し、「賢く安全に使える」ようにするために親子で話し合った上で、子供の発達段階や知識に応じた家庭におけるルールづくりや大人と子供が一緒に取り組むことができる環境づくりが大切です。

特に、SNSを起因とする犯罪被害が増加していることから、「ネットでしか知らない人」と直接会わない、トラブルを一人で抱え込まない等、家庭でのルールを考えるとともに、フィルタリングのカスタマイズ機能を使用すれば、有害情報等の利用を制限しつつ、SNSを利用することはできますので、SNSの安心・安全な利用について親子で十分話し合うことも大切です。

（2）スマートフォン等の購入時におけるフィルタリングの徹底やペアレンタルコントロールの積極的な利用等

携帯電話会社（格安スマートフォン会社（MVNO）も含む）と契約代理店に、携帯電話回線の新規契約時又は機種・名義変更を伴う回線契約時に、以下の義務が課せられています。

- ・契約締結者又は携帯電話端末の使用者が青少年（18歳未満）か確認すること。
- ・契約締結者又は携帯電話端末の使用者が青少年であった場合には、その保護者に対して、青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性がある旨及びフィルタリングの必要性と内容を説明すること。
- ・フィルタリングの有効化措置（フィルタリングソフトやOSの設定）を講じること。

上記を踏まえて、子供が使用するスマートフォン等の新規回線契約又は機種・名義変更を伴う回線契約の変更・更新時には事業者からフィルタリングの必要性及び内容に関する説明をしっかりと聞くとともに、安易に断ることなく子供と話し合って積極的にフィルタリングを活用することが必要です。

また、子供のスマートフォン等の利用状況を把握し、利用時間の制限・調整、課金管理等、フィルタリング以外のペアレンタルコントロールの機能も併せて活用するとともに、既にスマートフォン等を契約済の場合でも、改めて親子でフィルタリングを始めとするペアレンタルコントロールの必要性について話し合ってみることも大切です。

2. 児童生徒に対しての指導

学校における携帯電話等の取扱いについては、小・中学校への原則持込禁止、高等学校の校内での使用制限等の指針に基づいてこれまで適切に児童生徒に指導していただいているところですが、「ネット上のいじめ」や犯罪被害の予防等を含め、スマートフォン等の適切な利用について配慮することが必要です。

そのため、学習指導要領に基づき、各教科等において、発達段階に応じた情報モラルに関する指導を行うことが重要です。

文部科学省では、情報化の進展に伴う新たな課題に対して、学校における情報モラルに関する指導の充実を図るために、指導する際に役に立つ動画教材及び教員向け指導手引書を作成・配布しています。昨年度は、「SNSを通じた出会いの危険性」等をテーマとした動画教材を追加しました。文部科学省HPにも掲載していますので、御活用ください。<参考情報①>

また、インターネットの安全・安心利用に向けた啓発のための無料講座「e-ネットキャラバン」を、児童生徒への指導に活用することも効果的です。<参考情報②>

さらに、SNS等での出会いの危険性や、24時間子供SOSダイヤル等トラブルに巻き込まれた際の相談窓口等も盛り込まれたインターネットの利用に関する啓発資料「ちょっと待って！スマホ時代のキミたちへ」等を教材として利用することも有効です。<参考情報③>

なお、ソーシャルメディアを使用する際のガイドラインを児童生徒と共に学校において作成するなどの取組も参考になります。<参考情報④>

3. 地域における取組の推進

子供たちがSNS等を通じた犯罪被害等に巻き込まれないために、地域においても様々な場で啓発を実施することが重要です。

保護者を対象とした講座など家庭教育支援の取組や、放課後や土曜日等における学習・体験活動（放課後子供教室等）など、子供たちや保護者が集まるあらゆる機会を活用して、インターネットの安全・安心利用に向けた啓発のための無料講座「e-ネットキャラバン」や、インターネットやスマホの利用に関しての啓発資料「ちょっと待って！スマホ時代のキミたちへ」等の教材を利用いただきながら、積極的な啓発に御協力ください。

<参考情報>

- ① 情報化社会の新たな問題を考えるための児童生徒向けの教材、教員向けの手引書
(文部科学省 HP) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416322.htm
- ② e-ネットキャラバン
(e-ネットキャラバン HP) <https://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>
- ③ 「ちょっと待って！スマホ時代のキミたちへ」
(文部科学省 HP)
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afielddfile/2019/02/06/1369617_4.pdf (小中学生版)
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afielddfile/2019/02/06/1369617_3.pdf (高校生版)
- ④ 「ソーシャルメディアガイドライン作成のすすめ」
(安心ネットづくり促進協議会 HP) <http://www.good-net.jp/safe-internet/guideline/>
- ⑤ 子供のための情報モラル育成プロジェクトに関する取組について
(文部科学省 HP) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jouhoumoral/index.htm
- ⑥ 「情報モラル実践事例集」
(文部科学省 HP) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1408132.htm
- ⑦ 学校ネットパトロールに関する取組事例・事例集（教育委員会等向け）
(文部科学省 HP) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/081_1/houkoku/1325771.htm
- ⑧ 名誉毀損やプライバシー侵害等の書き込みをしないよう注意喚起する啓発ポスター
(ネット社会の健全な発展に向けた連絡協議会 HP) <http://www.fmmc.or.jp/net-shakai/>

<参考資料1>

- ・「ネットには危険もいっぱい～あなたは本当にだいじょうぶ？～」
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1396309.htm

<参考資料2>

- ・「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について（公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会宛て通知）

【本件に関する問合せ先】

○文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課 安全教育推進室
電話 03-5253-4111 (内線 2966) FAX 03-6734-3719
e-mail seisyone@mext.go.jp

○文部科学省初等中等教育局

情報教育・外国語教育課 情報教育振興室
電話 03-5253-4111 (内線 2702) FAX 03-6734-3712
e-mail jogai@mext.go.jp

○文部科学省初等中等教育局

児童生徒課 生徒指導室 生徒指導企画係
電話 03-5253-4111 (内線 3298) FAX 03-6734-3735
e-mail s-sidou@mext.go.jp

ネットには危険もいっぱい

～あなたは本当にだいじょうぶ?～

楽しくて便利なSNSですが、多くの子供が性被害にあります。実際にあった事件を三つ紹介します。

じけん

1

「裸で踊ってみた」をやってみたら……

1

人気の動画アプリにダンス動画をアップしてみた! なかなか「いいね」が増えないよ~(T_T)



2

服を脱いで踊ってみたら、たくさんの「いいね」がもらえちゃった! 裸の動画だったらもっともらえるかも……(^_~)



3

私の裸の動画が、勝手に投稿されて広がっている!



裸や裸に近い動画や写真をネットに載せてはゼッタイダメ! 知らない間に広まって一生消えないこともあるよ! ※男子も同じような被害に遭っています。

じけん

2

優しいお兄ちゃんだと思ったら……

1

違う学校の人に悩みを相談したいな~。子供限定だっていうSNSをやってみようかな……



2

仲良くなった高校生の○○君がすごく優しい!顔写真や住所・電話番号を知りたいって言うから送っちゃったけどいいよね?



3

誘われて会ったら本当は怖いおじさんで、無理やり裸にされて……



ネットで知り合った人は知らない人といっしょ。優しいフリをしている怖い大人もいるから会うのはとても危険だよ!

ネットのトラブルは、ひとりで悩まずに家族や先生に相談しましょう!

フィルタリングを必ず使いましょう!

フィルタリングの状況

被害児童の約9割がフィルタリングを利用していました。

必ずフィルタリングを!

青少年インターネット環境整備法では販売店等に対し、青少年が携帯電話を使用する際の年齢確認やフィルタリングの説明を義務付けています。保護者は説明をしっかりと聞き、年齢や利用状況に応じたフィルタリングを設定しましょう。



親子で見てもらいたいサイトの紹介

●警察庁Webサイト 子供の性被害対策

各種啓発リーフレットや動画の紹介

https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp.html



●文部科学省のYoutube公式サイト

「情報化社会の新たな問題を考えるための教材(16教材)」の紹介

https://www.youtube.com/playlist?list=PLGPGsGZ3lmbAOd2f-4u_Mx-BCn13GywdI



家庭でのルール作りを!

日頃から子供の能力・発達に見合ったネットの使い方を家庭で考えてみましょう。



●内閣府Webサイト

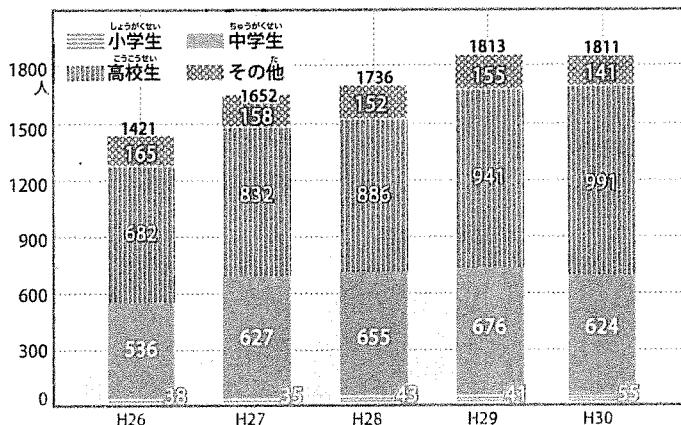
各種普及啓発リーフレット

内閣府では子供が安全に安心してネットを利用できるように家庭でのルール作りの例などを紹介しています。

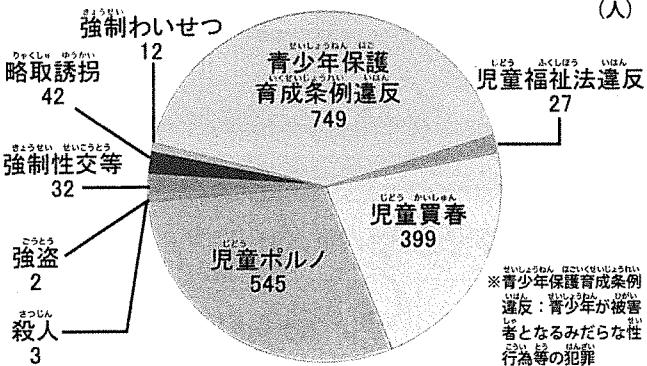
https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/index.html



SNSに起因する学識別の被害児童数の推移



H30におけるSNSに起因する罪種別の被害児童数



性被害に関してどうしたらいいか分からない、話を聞いてほしいときの相談窓口(民間団体)

NPO法人ライトハウス (受付時間: 平日午前10時~午後5時)
0120-879-871 (電話代無料/匿名可)

<https://lhj.jp>
■LINEによる相談 LINEのID:@lh214
■メールによる相談 メールアドレス:soudan@lhj.jp



NPO法人ぱっへす (受付時間: 24時間365日、いつでも)
050-3177-5432 (匿名可)

<https://paps.jp>
■LINEによる相談 LINEのID:@paps24
■メールによる相談 メールアドレス:soudan@paps.jp



こまったときの相談窓口

子供の性被害等に関する相談窓口案内Webサイト

「ぴったり相談窓口」

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/annai/index.html>

警察相談専用電話

#9110 最寄りの警察本部の相談窓口につながります。



24時間子供SOSダイヤル

0120-0-78310

もんぶかくじょう
文部科学省Webサイトの相談窓口
<http://www.mext.go.jp/jime/detail/dial.htm>



府政共生第21号 - 2
令和2年1月17日

公益社団法人日本PTA全国協議会長 殿

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(青少年環境整備担当)
総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課長
経済産業省商務情報政策局情報経済課長
内閣官房IT総合戦略室参事官
警察庁生活安全局少年課長
警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長
消費者庁消費者政策課長
法務省人権擁護局人権啓発課長
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
(公印省略)

令和2年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」(2月～5月)について

平素から青少年の安全・安心なインターネット利用環境の整備に向け格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、内閣府を始めとする関係省庁(内閣官房・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省)では、別紙のとおり、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を、官民協力して実施することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、趣旨に御賛同いただき、各地域において、自治体、関係機関・団体等と連携し、下記の事項について御理解をいただき、卒業・進学・新入学前後の各校PTAの関係会合における周知等、積極的に取り組んでいただきますようお願い致します。

記

- 1 フィルタリングを始めとするペアレンタルコントロールの積極的な利用
保護者等は、子供のスマートフォン等のインターネットの活用に際し、子供と話し合って積極的にフィルタリングを利用すること。親子でスマートフォンを共用している場合は、保護者のスマートフォンにおけるフィルタリングの利用を検討すること。また、子供のスマートフォン等の利用状況を把握し、利用時間の制限・調整、課金管理等が行える、ペアレンタルコントロール機能も併

せて活用すること。

なお、青少年インターネット環境整備法に基づき、携帯電話会社（いわゆる格安スマートフォン会社（MVNO）も含む。）と契約代理店には、携帯電話回線の新規契約時又は機種・名義変更を伴う回線契約時に、次の義務が課せられている。

- ・契約締結者又は携帯電話端末の使用者が青少年（18歳未満）か確認すること。
- ・契約締結者が青少年であった場合にはその青少年に対して、携帯電話端末の使用者が青少年であった場合には、その保護者に対して、青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性がある旨並びにフィルタリング及びその有効化措置（フィルタリングソフトやOSの設定）の必要性と内容を説明すること。
- ・通信サービスと端末をセット販売している場合には、フィルタリングの有効化措置を講じること。

2 SNSの安全利用

SNSを起因とする青少年の犯罪被害が多発していることから、「ネットでしか知らない人」と直接会わない、トラブルを一人で抱え込まないこと等、SNSのリスクや安心・安全な利用について親子で話し合い、家庭のルールを作ること。また、フィルタリングのカスタマイズ機能を使用すれば、有害情報等の利用を制限しつつ、SNSを利用することはできるため、SNSの有効な使い方についても、親子で十分に話し合うこと。

3 学校や地域団体等との連携によるインターネットリテラシーの向上

小・中学校、地域団体等と連携し、卒業式、終業式、始業式、入学式や保護者会等の場を活用し、また、期間中に説明会の機会を設けるなどにより、スマートフォン等の安全・安心な利用に関し、青少年や保護者の意識及び知識を高めるための取組を重点的に行うこと。

4 参考資料

資料1 青少年インターネット環境整備法・関係法令

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_torikumi/hourei.html

資料2 普及啓発リーフレット集【内閣府】

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/leaflet.html

資料3 インターネットトラブル事例集【総務省】

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html

資料4 インターネット利用に当たっての成長段階ごとの注意事項

【経済産業省】

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/policy/filtering.html

- 資料 5 ちょっと待って！スマホ時代の君たちへ【文部科学省】
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/02/06/1369617_4.pdf（小中学生版）
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/02/06/1369617_3.pdf（高校生版）
- 資料 6 ネットには危険もいっぱい～あなたは本当にだいじょうぶ？～
【警察庁・文部科学省】
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1396309.htm
- 資料 7 インターネットを悪用した人権侵害をなくしましょう【法務省】
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>
- 資料 8 子供の性被害対策【警察庁】
https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp.html
- 資料 9 自画撮り被害が増加！SNS 上の出会いに要注意！！
【政府インターネットテレビ】
<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg16428.html>

(連絡先)

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）青少年環境整備担当

03-5253-2111（内線 38256・38257）

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課

03-5253-5111（内線 5867）

経済産業省商務情報政策局情報経済課

03-3501-0397（内線 3961）

内閣官房 I T 総合戦略室

03-5253-2111（内線 83644）

警察庁生活安全局少年課

03-3581-0141（内線 3111）

警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課

03-3581-0141（内線 3432）

消費者庁消費者政策課

03-3507-8800（内線 2191）

法務省人権擁護局人権啓発課

03-3580-4111（内線 5875）

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

03-5253-4111（内線 2966）

別紙

令和2年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」（2月～5月）の取組方針

I. 目標

フィルタリングの普及促進に向けた反転攻勢

近年、SNS 等を起因とする青少年の犯罪被害が増加しているなか、フィーチャーフォン時代と比べスマートフォンのフィルタリングの利用率、認知度は低下しており、このような傾向に歯止めをかけ、関係省庁、団体と連携しながら利用率、認知度を引き上げることを目標とする。

II. 取組

関係府省庁、都道府県・指定都市関係部局及びPTA等の関係団体と連携し、目標に向けて積極的に取り組む。

1 「高校生プラス」を始めとするフィルタリングのカスタマイズ機能の積極的広報

「高校生プラス」などのフィルタリングのカスタマイズ機能を利用すれば、有害情報等の利用を制限しつつLINE等のSNSを利用できる旨を積極的に広報する。

2 「フィルタリング」「ペアレンタルコントロール」の一括普及促進

保護者のニーズの変化を踏まえ、「フィルタリング」を始めとする「ペアレンタルコントロール」の一括普及促進を積極的に推進する。

3 低年齢層の子供の保護者に向けた普及啓発

親子でスマートフォンを共用している実態にかんがみ、当該スマートフォンにおけるフィルタリングの利用を推奨する。

4 SNS利用時の安全行動等の啓発

SNSを使用した犯罪被害が多発していることから、「ネットでしか知らない人の誘いに「乗らない」、「会わない」、「悩まない（一人で抱え込まない）」こと等、安心・安全なインターネットの利用について、子供、保護者に啓発する。

府政共生第 21 号 - 1
令和 2 年 1 月 17 日

一般社団法人全国高等学校 P T A 連合会長 殿

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年環境整備担当）
総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課長
経済産業省商務情報政策局情報経済課長
内閣官房 I T 総合戦略室参事官
警察庁生活安全局少年課長
警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長
消費者庁消費者政策課長
法務省人権擁護局人権啓発課長
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
(公印省略)

令和 2 年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」（2 月～5 月）について

平素から青少年の安全・安心なインターネット利用環境の整備に向け格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、内閣府を始めとする関係省庁（内閣官房・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省）では、別紙のとおり、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を、官民協力して実施することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、趣旨に御賛同いただき、各地域において、自治体、関係機関・団体等と連携し、下記の事項について御理解をいただき、卒業・進学・新入学前後の各校 P T A の関係会合における周知等、積極的に取り組んでいただきますようお願い致します。

記

- 1 フィルタリングを始めとするペアレンタルコントロールの積極的な利用
保護者等は、子供のスマートフォン等のインターネットの活用に際し、子供と話し合って積極的にフィルタリングを利用すること。また、子供のスマートフォン等の利用状況を把握し、利用時間の制限・調整、課金管理等が行える、ペアレンタルコントロール機能も併せて活用すること。

なお、青少年インターネット環境整備法に基づき、携帯電話会社（いわゆる

格安スマートフォン会社（MVNO）も含む。）と契約代理店には、携帯電話回線の新規契約時又は機種・名義変更を伴う回線契約時に、次の義務が課せられている。

- ・契約締結者又は携帯電話端末の使用者が青少年（18歳未満）か確認すること。
- ・契約締結者が青少年であった場合にはその青少年に対して、携帯電話端末の使用者が青少年であった場合には、その保護者に対して、青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性がある旨並びにフィルタリング及びその有効化措置（フィルタリングソフトやOSの設定）の必要性と内容を説明すること。
- ・通信サービスと端末をセット販売している場合には、フィルタリングの有効化措置を講じること。

2 SNSの安全利用

SNSを起因とする青少年の犯罪被害が多発していることから、「ネットでしか知らない人」と直接会わない、トラブルを一人で抱え込まないこと等、SNSのリスクや安心・安全な利用について親子で話し合い、家庭のルールを作ること。また、フィルタリングのカスタマイズ機能を使用すれば、有害情報等の利用を制限しつつ、SNSを利用することはできるため、SNSの有効な使い方についても、親子で十分に話し合うこと。

3 学校や地域団体等との連携によるインターネットリテラシーの向上

小・中学校、地域団体等と連携し、卒業式、終業式、始業式、入学式や保護者会等の場を活用し、また、期間中に説明会の機会を設けるなどにより、スマートフォン等の安全・安心な利用に関し、青少年や保護者の意識及び知識を高めるための取組を重点的に行うこと。

4 参考資料

資料1 青少年インターネット環境整備法・関係法令

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_torikumi/hourei.html

資料2 普及啓発リーフレット集【内閣府】

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/leaflet.html

資料3 インターネットトラブル事例集【総務省】

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html

資料4 インターネット利用に当たっての成長段階ごとの注意事項
【経済産業省】

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/policy/filtering.html

- 資料 5 ちょっと待って！スマホ時代の君たちへ【文部科学省】
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/02/06/1369617_4.pdf (小中学生版)
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/02/06/1369617_3.pdf (高校生版)
- 資料 6 ネットには危険もいっぱい～あなたは本当にだいじょうぶ？～
【警察庁・文部科学省】
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1396309.htm
- 資料 7 インターネットを悪用した人権侵害をなくしましょう【法務省】
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>
- 資料 8 子供の性被害対策【警察庁】
https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp.html
- 資料 9 自画撮り被害が増加！SNS 上の出会いに要注意！！
【政府インターネットテレビ】
<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg16428.html>

(連絡先)

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）青少年環境整備担当
03-5253-2111 (内線 38256・38257)

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課
03-5253-5111 (内線 5867)

経済産業省商務情報政策局情報経済課
03-3501-0397 (内線 3961)

内閣官房 I T 総合戦略室
03-5253-2111 (内線 83644)

警察庁生活安全局少年課
03-3581-0141 (内線 3111)

警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課
03-3581-0141 (内線 3432)

消費者庁消費者政策課
03-3507-8800 (内線 2191)

法務省人権擁護局人権啓発課
03-3580-4111 (内線 5875)

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
03-5253-4111 (内線 2966)

別紙

令和2年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」（2月～5月）の取組方針

I. 目標

フィルタリングの普及促進に向けた反転攻勢

近年、SNS 等を起因とする青少年の犯罪被害が増加しているなか、フィーチャーフォン時代と比べスマートフォンのフィルタリングの利用率、認知度は低下しており、このような傾向に歯止めをかけ、関係省庁、団体と連携しながら利用率、認知度を引き上げることを目標とする。

II. 取組

関係府省庁、都道府県・指定都市関係部局及びPTA等の関係団体と連携し、目標に向けて積極的に取り組む。

1 「高校生プラス」を始めとするフィルタリングのカスタマイズ機能の積極的広報

「高校生プラス」などのフィルタリングのカスタマイズ機能を利用すれば、有害情報等の利用を制限しつつLINE等のSNSを利用できる旨を積極的に広報する。

2 「フィルタリング」「ペアレンタルコントロール」の一括普及促進

保護者のニーズの変化を踏まえ、「フィルタリング」を始めとする「ペアレンタルコントロール」の一括普及促進を積極的に推進する。

3 低年齢層の子供の保護者に向けた普及啓発

親子でスマートフォンを共用している実態にかんがみ、当該スマートフォンにおけるフィルタリングの利用を推奨する。

4 SNS 利用時の安全行動等の啓発

SNSを使用した犯罪被害が多発していることから、「ネットでしか知らない人」の誘いに「乗らない」、「会わない」、「悩まない（一人で抱え込まない）」こと等、安心・安全なインターネットの利用について、子供、保護者に啓発する。